

2021年3月17日

国立市議会議長 **石井 伸之 様**

提出者 重松 朋宏

” 高原 幸雄

” 上村 和子

賛成者 小川 宏美

” 古濱 薫

” 石塚 陽一

議案の提出について

議員提出第 3 号議案

**保育・幼児教育環境の向上のために、
公的責任を明確にした「くにたち子どもの夢・未来事業団」と国立市の
継続的な連携・補完を求める決議（案）**

上記の議案を次のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

保育・幼児教育環境の向上のために、
公的責任を明確にした「くにたち子どもの夢・未来事業団」と国立市の
継続的な連携・補完を求める決議（案）

本年4月より、国立市が100%出資する社会福祉法人「くにたち子どもの夢・未来事業団」（以下「未来事業団」という。）に市立矢川保育園の経営が移管されます。

未来事業団の立ち上げは、公立保育園の民営化に当たり短期間で保育士が入れ替わることや、園の運営方針が継承されるか心配する声を国立市が受け止めて、「国立市保育整備計画（2017年11月）」において一般の社会福祉法人への委託方針から転換したものです。移管する矢川保育園の経営のみならず、「国立市が推し進めるソーシャル・インクルージョンのまちづくりの理念の下、その一環として、保育・幼児教育環境を積極的に向上させるべく、必要な調査・研究・実践を熱意をもって行うことを趣意として2019年9月に設立され、まちぐるみで保育・幼児教育の醸成と環境整備に取り組むことが期待されています。

未来事業団は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出された厚生労働省通知「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」（昭和46年7月16日社庶第121号。最終改正：2016年11月11日。以下「46通知」という。）に基づき、地域の事情を踏まえ、総意工夫を生かして設立された社会福祉事業団です。46通知は「条例に基づく施設経営の委託」や「市職員に準ずる職員処遇」等、具体的な基準を明示しており、一般の社会福祉法人とは異なる「公的責任の明確」が期されています。

未来事業団は国立市が100%出資する外郭団体ですが、公益財団法人や一般社団法人ではないため、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団や国立市土地開発公社のような、地方自治法第243条の3第2項に基づく経営状況の議会報告はありません。

よって、国立市議会は、公的責任を明確にした未来事業団の運営と相互連携を期して、以下の事項について適切に対応されるよう求めます。

記

1. 事業団の経営状況について、議会に定期的に報告すること
2. 派遣法で定められた期間（5年間）以降も人事交流等を通じて、連携・補完しながら保育・幼児教育環境の向上に努めること

以上、決議する。

2021年3月 日

東京都国立市議会

提出先 国立市長